

豫テノ聲明ニ基キ左ノ如ク設備並ニ待遇ニ關スル改善ノ方法ヲ實行スルコト、  
 シ六月七日午後五時現在就業中ノ職工代表者宮本錫五郎外二十四名ヲ招集シ事  
 由ヲ詳述シテ發表セシニ何レモ満足ノ意ヲ表シタリ

### △工場設備並ニ職工待遇ニ關シ左ノ通り 施設實行セントス (大正十五年六月七日發表)

- (一) 工場施設ニ關スル件
  - 一、工場内空氣ノ清潔ヲ保持スル爲メ鋸屑塵埃等ノ排除裝置ヲ一層完全ニスル事
  - 二、食堂兼集會所ハ設計調査中ナルヲ以テ其成案ヲ得次第建設ニ着手スル事
  - 三、従業員洗面所及便所ヲ左記ノ個所ニ増設スル事
    - (イ) 洗面所ハ兩汽罐場及鐵工部附近ヘ各一ヶ所
    - (ロ) 便所ハ焙場附近ニ一ヶ所
  - 四、ウエスハ再消毒ノ上使用セシムル事
- (二) 臨時休業並ニ給與ニ關スル件
  - 一、年末歳首ノ休日ハ十二月三十日ヨリ一月五日迄ノ七日間ニ短縮スル事
  - 二、決算ノ休業日ハ之ヲ一日ニ短縮シ日給ヲ支給セズ  
 但希望ニヨリテハ其前後ニ於テ壹回ノ休日ヲ廢スルモ差支ナシ
  - 三、前日終業時間迄ニ豫告セザル臨時休業ニ對シテハ日給全額ヲ支給スル事
  - 四、簡閱點呼ニ應ズル者ニハ點呼當日ニ對シ日給半額ヲ支給スル事
  - 五、簡閱點呼以外ノ兵事關係ニヨリテ休ミタル者ニ對シテハ慰勞又ハ餞別ノ意ヲ表スルコトアルベシ
  - 六、公傷ニテ入院シ若シクハ作業不可能ノ者ニ對シテハ日給半額ヲ支給スル外其狀況ニヨリ別ニ手當ヲ支給スル事アルベシ
  - 七、殘業ニ對シテハ一割ノ歩増ヲナス事  
 但請負ノ者ハ常備日給額ヲ基礎トシテ算出ス
  - 八、會計袋ニハ金額ノ外人工ヲ明細ニ記入スル事
  - 九、素人職工最低賃金ハ左表ニヨルコト

性、年、 齡別	ハモニカ ンティ ン	ピアノ	オルガン	飛行機 鋸	工 ベニア 木	工 作	業 木 取 製	材 塗 師	雜
滿二十才以上男工	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
滿十五才以上男工	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
滿十八才以上女工	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
滿十四才以上女工	五〇	五〇	五〇	五五	五五	五五	五五	五五	五五

#### (三) 厚生慰安ニ關スル件

- 一、相扶會規則ノ改正ヲ提案シ會計監查役ヲ各部職工中ヨリ一名宛選出スル事
- 二、工務事務所内ニ人事相談所ヲ設ケ従業員並ニ其家族ノ爲メ人事百般ノ相談機關トスル事
- 三、毎年一回慰安會ヲ開催ス  
 但時宜ニ依リ他ノ方法ヲ以テ慰安スル事アルベシ

#### (四) 意思疏通ニ關スル件

- 一、社員並ニ職工中ヨリ代表者ヲ出シ協議會ヲ組織シ諮問機關ヲ設置スル事  
 但其方法ハ別ニ規定ス
  - 二、工場内必要ノ場所ニ投書函ヲ設ケ業務上ニ關シ心付ノ事ヲ隨時重役其他ニ申出デシムル事
- 以上